「学校安心ルール」について考える①

文科省によると、小中高生の暴力行為の1千人あたりの発生件数（2014年度）は、全国平均4・0件に対し、大阪府は10・6件で47都道府県で最多。大阪市教委は子どもの問題行動を5段階のレベルに分け、悪質なケースについては学校外に隔離して指導する「個別指導教室」の構想を 2014 年に検討している。その基本構造はそのまま、今回新しく検討されているルールは「学校安心ルール」と称し、「児童生徒がしてはいけないこと」と「学校等が行う措置」を次のような問題行動1～5のレベルごとに定めている。

「プロレス技をかけるなどの暴力をふるう」などのレベル3から警察と連携する。レベル4では「個別指導教室」が登場する。「学校安心ルール」は児童・生徒に配り、守らない学校があれば保護者らが市教委に通報する専用窓口を設け、監視の目を光らせる。

市教委関係者は「明確なルールがあれば一貫性を持って指導できる。軽微な段階からルールに則した対応をする」とし、今年度の1学期を試行期間とし、2学期から本格実施する予定だ。

「学校安心ルール」で定める問題行動と対応（一部を抜粋）

レベル	問題行動	学校が行う措置
1	・他の生徒が嫌がることを言う ・教員の指導を無視する	・個別指導や家庭への連絡 ・奉仕活動や学習課題を課す
2	・授業の邪魔をする ・学校の物を壊す	・複数の教員による個別指導 ・数日間の奉仕活動や学習課題
3	・教師や他の生徒を脅す ・学校をサボり地域でたむろする	・警察に相談 ・一定期間の別室での学習指導
4	・暴力を振るい、けがをさせる ・他の生徒に金品をたかる	・警察に通報 ・出席停止、学校外に設ける「個別指導教室」での指導
5	・極めて重い暴力、傷害、脅迫、強要、恐喝などの行為	・警察、児童相談所、児童自立支援施設などで対応

※同じ行為をくり返すと、レベルを上げて対応

現場で校内暴力に悩む声はよく耳にする。実際に生徒に殴られた教員もいるし、体格が大きくなった中学生が暴れたら、大人でも対応しきれないことがあるかもしれない。しかし、この妙な違和感は何なのだろうか。

■共通のルールが本当にふさわしいのか

市教委のいうところの「明確なルール」は本当にふさわしいのか。例えば遅刻一つにしても、寝坊して遅刻するのと、家族の都合でやむなく遅刻したのと、全く同等に指導できようはずがない。やはりマニュアル対応には無理がある。これでは子どもとの信頼関係を失いかねない。これで淡々とルールに応じ対応を続ければ、これはもはや、教員の思考能力、指導力の低下をもたらす以外の何物でもない。

■保護者に監視させる手法が適切なのか

レベル 4 は、問題行動を起こした子どもを集め、外部で特別指導をする形である。このような隔離が生徒の更生につながるのか。そもそも問題を起こした生徒はその施設に通えるのか。また、レベル 3 は校内の別室での指導である。そしてそれを保護者に監視、通報させる仕組みが明記されている。

荒れた学校で保護者に協力を求め、校内巡回してみんなで見守ったという生活指導事例も聞いたことがある。だが、それは、校内でじっくり論議をした上での共同の取り組みだ。そのような合意もなく保護者に監視だけを頼むことは危険と言える。事象の表だけ見たり噂話で保護者が勝手に判断し、通報が続く。学校は説明と対応に追われる‥‥教育委員会は困らないかもしれないが、学校の多忙に拍車をかけないか非常に心配である。

■子どもたちに何を求めるのか

「レベルいくつ」で生徒の行動を数値化し、別室で指導したり、警察に通報したり‥‥結局は指導の難しい子を切り捨てているだけではないか。そもそも子どもたちは何のために学んでいるのだろう。教育は子どもを規則で縛り、適応させることではない。過激な問題行動は学校丸抱えではなく、警察など関係機関と連携し対応しなければならないが、子どもたちは社会を変えていく力をつけるために学んでいるのだ。道は険しいが「切っていく」だけの教育からは何も生まれない。昔、荒れた学級を受け持った K 先生のクラスの子どもがこんなことを言ったそうだ。「一人信頼してくれる人がいれば落ち着ける‥‥」。

（文責：辻内　俊哉）